

令和3年

第2回忠岡町議会臨時会会議録

開会 令和3年8月4日

閉会 令和3年8月4日

忠岡町議会

令和3年 第2回忠岡町議会臨時会会議録

令和3年8月4日午前10時、第2回忠岡町議会臨時会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 和田 善臣議員	2番 河瀬 成利議員	3番 北村 孝議員
4番 小島みゆき議員	5番 二家本英生議員	6番 是枝 綾子議員
7番 松井 匡仁議員	8番 三宅 良矢議員	9番 前川 和也議員
10番 今奈良幸子議員	11番 勝元由佳子議員	12番 河野 隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原 健士	副 町 長	井上 智宏
教 育 長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	
	明松 隆雄		南 智樹
住民部長	谷野 栄二	健康福祉部長	泉元 喜則
産業まちづくり部長	村田 健次	教育部長	二重 幸生
教育部理事兼学校教育課長		消 防 長	森下 孝之
	石本 秀樹	消防次長	柏木 忠司

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主 査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、全員出席でありますので、会議は成立しております。

議長 (和田 善臣議員)

ただいまから令和3年第2回忠岡町議会臨時会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (柏原 憲一局長)

令和3年第2回忠岡町議会臨時会議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第36号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

以上でございます。

議長 (和田 善臣議員)

第2回忠岡町議会臨時会の招集に当たりまして町長より挨拶の申出があります。発言を許します。

町長 (杉原 健士町長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (杉原 健士町長)

皆さん、おはようございます。

ご案内のように、令和3年第2回忠岡町臨時議会を招集いたしましたところ、議員皆様

方には公私何かとお忙しい中にもかかわらずご出席賜り、誠にありがとうございます。

さて、感染力の強い変異ウイルス、デルタ株の急速な感染拡大によりまして、今月2日から31日までの間、大阪府にも4度目となる緊急事態宣言が発令されました。特に30代以下の若年層での感染が深刻となっております。現在、東京オリンピックが開催されておりますが、人流を抑制するためにもオリンピックは自宅で観戦していただき、選手たちを応援していただきたいと思っております。

本町のワクチン接種につきましては、8月2日現在、全対象者の接種率は1回目が42.07%、2回目が28.6%となっております。引き続きミスがないよう医療従事者の方々とともに頑張ってもらいますので、よろしく願いいたします。

本臨時会には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業等を実施するための一般会計補正予算の議案を上程させていただいております。委員会におきましてコロナ臨時交付金の活用につきましていろいろとご意見を頂いたところでございます。

現在も過去に例のない勢いで感染が拡大しております。今後、新たな感染対策や住民への生活の支援が必要となる場合もあると考えております。住民の皆様の安心・安全を最優先に、事業の実施に当たっては、交付金の充当事業の精査に加え、一般財源の充当についても臨機応変に対応してもらいたいと思っております。どうかご賛同、ご可決いただきたいと思っております。

就任以来、私、職員たちと月の2のつく日に挨拶運動を行っております。誓いの言葉の中には、自信と情熱を持って、奉仕の精神を忘れることなく、住民福祉の向上に努めるという言葉に加え、また、町民の皆様には最大の満足を、スピード、決断、実行をモットーにという言葉も付け加えさせていただきまして、職員とともに切磋琢磨、努力してもらいたいと思っております。

どうか本日の議案につきましても、意のあるところをお酌み取りいただきまして、よろしく願いいたします。本日は誠にご苦勞さまでございます。ありがとうございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・小島みゆき議員、5番・二家本英生議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日限りといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第 3 諸般の報告を行います。

監査委員、北村 孝議員より例月出納検査の結果報告の申出がありますので、発言を許します。

監査委員 (北村 孝議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

北村議員。

監査委員 (北村 孝議員)

おはようございます。例月出納検査についてご報告をいたします。

ここに、報告申し上げますのは、令和 3 年 6 月 2 5 日に行いました内容で、帳簿等は、同年 5 月 3 1 日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計及び下水道事業会計から提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により報告いたします。

監査委員 北村 孝

議長 (和田 善臣議員)

これで諸般の報告を終わります。

議長 (和田 善臣議員)

日程第 4 議案第 3 6 号 令和 3 年度忠岡町一般会計補正予算 (第 3 号) について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（杉原 健士町長）

議案第36号、令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は9,798万4,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は73億6,903万3,000円となります。

主な内容につきましては、総務費で住民訴訟に伴う弁護業務委託料の計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各施策に係る予算の計上、令和3年度当初予算で議決済みの忠岡小学校留守家庭児童学級空調等更新工事について、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業となったことによる予算の財源更正をするものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

補正予算案について質問を行います。臨時交付金活用の優先順位について質問いたします。

4度目の緊急事態宣言が発令される中、今回の補正予算案に含まれる庶務事務システム導入費用が、住民の皆さんの感染対策や生活支援より優先された理由はどのような理由でしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

昨年度から、コロナの臨時交付金が交付されているところでございます。昨年度は、住民サービス、また事業者支援に多くをに使わせていただきました。その中で、この人事管理システムでございますけども、コロナ対策としまして、昨年4月の第1回緊急事態宣言時、職場における出勤者7割減が国の要請でございました。7割減には及びませんが、本町におきましても職員を2班に分けて、別室勤務や休日への振替勤務により、職場での密

を避けるよう対応してまいりました。このときには、臨時ということの手作業でどうか労務管理をしておりましたが、大変煩雑な業務であったところでございます。

今後、ウィズコロナ対応の新しい生活様式の中で、こういった変則勤務が長期に及ぶ可能性もございます。コロナ交付金は、ウィズコロナを見据え、行政のIT化の推進など働き方改革など新しい生活様式のためにもと、昨年度、第2次交付金として1億5,000万円程度、町にも交付されたところでございます。

今年の3月には、議員皆様に集まっていたいただき、第1次、第2次の予算分けは、住民生活支援、事業者支援に多くを使わせていただいたところでございますが、第3次については、一部新しい生活様式を目的とする行政のIT化などにも使わせていただきたい旨、ご説明をさせていただいたところでございます。

電算化することによりまして、担当者の事務が軽減されることや、現在、社会的にも問題となっております心の病で職場を離れる方がおられます。こういった方の、時間外勤務が多い方のメンタル的なケアにも役立てていくということも考えております。こういった中で、職員の適正配置、また組織の改革の見直しも行っていきたいというふうに考えております。

直接的な住民支援ではございませんが、間接的に住民の利益になると考えておりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

ありがとうございました。忠岡町においては、これからだんじり祭りや修学旅行という大きなイベントが控えております。これらの感染対策や各種費用補助、また医療機関で働く皆さんや役場の皆さんを含め、ワクチン接種に関わっていただいている方々の負担軽減や精神面でのサポートなど、ほかにもまだまだ優先される臨時交付金の使い道があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今月8月2日に、緊急事態宣言がまた大阪府にも発令されました。今後、さらに感染対策が必要になってくると思います。こういった場合には、コロナ交付金に限らず、一般財源も投入しながら、住民の安心・安全な生活を守るため施策を打っていきたく、そ

うふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

私、優先順位の話をしてるんです。今回、私、杉原町長が12歳から15歳の子どもへワクチン接種券を配布しました決断は正しいと考えてます。しかし、ワクチン接種を行った子どもの人数は、一昨日時点で27名程度にとどまっています。先ほども言いましたが、これから修学旅行やだんじりを行うためにも、ワクチン接種以外の感染対策が必ず必要になると思っています。これを先に優先的にしていただいて、その後、いろんなことに、役所の中のことに取り組んでいただけたらと考えているんです。これから感染対策に万全の体制で臨んでいただくためにも、この臨時交付金をこういった感染対策に優先活用していただいて、その後いろんなことを考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

松井議員、この答弁をもって松井議員の質疑を終了します。

7番（松井 匡仁議員）

分かりました。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

先ほども答弁させていただいたんですけども、今後さらに感染が広まって、議員仰せの修学旅行やだんじり祭りのPCR検査という部分も必要になれば、そういった部分も精査をさせていただいて、町の負担も考えさせていただいて、検討させていただきたいというふうに考えていますので、よろしくお願ひいたします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

すみません、3点お聞きしますんで、一括でご回答いただきたいと思います。

1点目なんですけど、庶務事務システムにつきまして、先ほど職員の健康と残業等を削減、残業等をちゃんと反映させていくとあったんですけど、このシステムをきっちりと導入することによって、残業は減らせるとはっきりおっしゃってはったと思うんですけど、残業代が増えていくと違うかなという懸念はあるんです。

何でかという、中小企業って基本的になかなか、中小企業はそうなんですけど、あまりきっちりとした勤怠システムを入れるのを嫌がりますよね。簡単に言うたら、きっちりと取られたら2年にさかのぼって請求もされるし、実際今、3,000万か4,000万ぐらいですかね、全体で残業代を払ってると思うんですけど、それが今回、住民税申告シ

システムですね。これのときにどれぐらい時間とか効率化されるんですかと言うたら、ちょっとお答えいただいたんで、それが100%実行されるとは僕は思ってません。担保されると思ってない。でも、こういった形で、大体これを入れたらどれぐらいの残業代は削減できるんですよというようなめどがあるのかなと。決意を持ってというふうに理事側は答えてはったので、何らかの部分はお答えいただきたいな、これが1点目です。

すみません、2点目です。あと、この従前の今やってる出退勤のシステムは残すって、すみません、向こうでやっていると、ちょっとそこだけ聞いてなかったんで、残せへんで、新しいシステムに全部移行するんやと思ってたんですけど、それも残してハイブリッドみたいな形で、ダブルでいくと聞いてしまったんで、それってシステムの管理が二重行政みたいに、より増えてしまって、より無駄な対応になってけえへんのかなというのが、これが純粹に聞きたいところです。

3点目です。先ほど町長が一般財源の充当もということでしたらしっかりとおっしゃっていただいたんですけど、それやったら、今じゃあどれぐらい財源確保のめどは立って考えてはるのか、この3点、お答えください。お願いします。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

システムを導入することによる残業手当の部分でございますけども、当然、残業手当、残業勤務時間が多い方については、今後、メンタル的な部分のケアも含めまして、事務処理の効率化、無駄な事務をしていないかというのも、管理職職員から聞いていただくと。そういった部分も含めまして、不効率な事務処理をしているのであれば、時間外の短縮も図れるのではないかというふうに考えています。

導入することによりまして、当然残業手当の目標設定、削減の目標設定、これにつきましてはやっていきたいというふうには人事当局では考えております。三宅議員がおっしゃいましたように、今後、行政の事務処理が増える部分がございますけども、当然その部分も考慮しながら、適切な勤務体制、勤務時間の体制、そういった新しい働き方改革にもしていきたいというふう考えていますので、よろしく願いいたします。

あと、2番目の出退勤の部分で二重になるのかというご質問でございますけども、今現在タイムカードを、夜間通用口のところにタイムカードを置いております。そのカードにつきましては、警備システムのカードも兼ねておりますので、それはなくなるというところがございます。ただ、タイムカードにつきましてはなくなるというところがございますので、出退勤システムになるというところがございます。

財源につきましては、一般財源も使っていきたいというふうに考えております。

8番（三宅 良矢議員）

金額の確保。

町長公室（立花 武彦公室長）

その部分につきましては、当然、他の施策、町施策のこともありますので、その部分を考慮しながら確保という形ではしてまいりたいというふうに考えております。

8番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

8番（三宅 良矢議員）

再質問させていただきます。先ほどのご回答に、1点目と3点目の部分についてちょっと質問させていただきます。

1点目は確認です。不効率な事務処理があるということやったので、今、要は不効率な事務処理があるという前提なんですね、かなり。削減できるだけの要は効率の悪い状況であるということなんですよ。1点目です。

これは3つ目の財源のお話です。ほかの事業を考慮してということでしたら、大体じゃあいつ頃にそういうようなめどが立つのかというのを教えていただきたい。でないと、僕らも提言できないじゃないですか。いや、それが何やかんやって処理しました。いや、もう1月なんですよ。今言われてもちょっと遅いんです、来年の予算でみたいな、何かその、僕も元役所の行政マンやったんで分かるんですけど、引き延ばし戦法ですよ、にされたらちょっとどうかなと思うんで、大体この月ぐらいいまではある程度、これのこともそうやし、ほかのこともそうやし、ある程度この月ぐらいいまではめどを、確保のめどは立つんで、大体このぐらいいに言うてくれたら、いろいろ検討していきますよというように、ちょっと踏み込んだ答えを頂きたいんですけど、どうでしょうか。この2点、お答えください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

不効率な部分につきましては、当然、職員それぞれによって事務の仕方が異なります。当然、第三者の目で見まして不効率であれば、管理職のほうからこういった形で進めればもっと効率が良くなるんじゃないかと、そういった指導をしていきたい。今、完全に不効率な部分がどれだけあるかというのは分かりません。今後、そういった形で調査をして、町全体で効率のいい事務にしていきたいというふうには考えておるところでございます。

ただ、次の財源の部分につきましては、時期を示すということはなかなか難しいと考え

ております。当然、社会も流れておりますし、このコロナの状況でございますので、時期はちょっと申し上げることはできませんので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。3回目ですので、これで終わりです。

8番（三宅 良矢議員）

とりあえず確認なんですけど、不効率な事務処理があるかどうか、全体でどうなるか分からないと、現時点で。ということは、残業代が確実に減るということは分からないでいいんですよね、1点目、これ確認。ですよね。これを入れることによっても、もしかしたら、残業代は減りますとはっきりあそこでおっしゃってはりましたけど、そうでもないんだよということですよね。1点目、これです。

3点目の先ほどの、難しいんやったら、これ、僕らは発言を受けて、どう処理していったらいいのかなというのが全く、すみません、先ほどのお金の財源の充当のことですよ。どう処理していったらいいのかなというのが、もやもや感がめっちゃ残ってるんですよ。それを僕らはどう考えたらいいのかなというところを答えてください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

時間外の部分につきましては、今現在、水曜日にノー残業デーを実施しております。ただ、このノー残業におきましても、残って残業しておる職員がおりますので、この部分につきましては、可能な限り全員水曜日には退勤していただくと。次の木曜日、金曜日に必ずせなあかんような仕事がない限りは、水曜日には退勤していただく。時間内に、5時半に退勤していただく。そういった部分で時間外の削減はできるのかなと考えております。

充当できる一般財源があるのかというところでございますけども、これにつきましては、当然必要があれば感染対策、コロナの対策、住民さんに支援が必要であれば、当然財政出動するべきものであると考えております。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

今回の新型コロナ対策に関する臨時交付金について、何点か質問させていただきます。議長、すみません、3回で発言を終わりますんで、項目に分けて質問させていただいてよろしいですか。

議長（和田 善臣議員）

一括じゃなしに。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい。

まず1点目ですけども、総務一般管理費のほうで、総務費のほうで上がってます住民訴訟に伴う弁護士費用に関することです。これ、毎回議会に上げてくる弁護士費用なんですけども、着手金のみではないのかというところが1点。要は、勝訴した場合の弁護士に払う成功報酬はまた別途請求されるんですよねというところがまず1点と、先日の協議会のほうで、この代理人弁護士のほうに顧問弁護士も頼んでいると、顧問契約もされてるということなんですけども、またこの訴訟費用とは別で顧問料も支払っているんでしょうかというところが2点目。

3点目ですけども、これ訴訟費用を毎回毎回、訴訟があるたびに、また一審ごとに上げてこられるんですけども、根本的にずっと従前から指摘されている部分ですね。職員さんの公務的な部分、法規的な部分を根本的に解決しないと、幾らでも訴訟になると。住民訴訟も起こる、国賠も起こるということになってきますんで、そこの根本のところの解決については、訴訟が起きないように、訴訟リスクを下げるというのが公務員、行政の根本なので、そこのところをどのようにお考えなのかというところ、3点お聞きしたいと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、ご指摘の住民訴訟に伴う弁護士業務委託料ということで今回計上させていただいてるところでございます。これにつきましては、本件に係る着手金のみかということでございますが、この件につきましては着手金のみということでございます。また、成功報酬につきましては、別途、その適切な時期をもって支払うということになろうかと思えます。

併せて、顧問弁護士の費用につきましては、これは本件に係る弁護士業務の委託料には含んでいないということでございます。

3つ目、最後に、このような我々職員が事務を遂行していく中において、住民さん方を初め外部から疑念や疑義が生じないように、今後においてはこのようなことがないように適切に事務処理を行っていくということで徹底してまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げます。

1 1 番（勝元由佳子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。今ちょっと修正していますから。

1 1 番（勝元由佳子議員）

回数に入るんですか。すみません。

質問ね、2 個目の顧問料のところなんですけど、今回のところに含まれてないのはもう分かっているんです。じゃなくて、別に顧問契約をして顧問料を払ってるかという質問なんですけど、これ、2 個目に入るんですか。入れられると困るんですけど、1 回目で答えてほしかったんですけど。

議長（和田 善臣議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

顧問弁護士の費用につきましては、別途、町村会を通して分担金という形で支払いをしているということでございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

1 1 番（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。先日の協議会の場でも確認しましたが、ほとんどの作業を職員がやってもらっているということですので、普通は弁護士に委託したら、別に行政訴訟にかかわらずですけど、どんな裁判の分でもどんな業務でもほとんど弁護士がやってくれるんですよ。逆にそういう面倒くさい作業を弁護士さんが全部やってくれるからこそみんな丸投げをするのであって、その部分を職員がやっていると、ほとんど担っていると、しんどい部分、職員がやっていますというのであれば、こんな弁護士費用を支払う意味もないんじゃないかと思います。

なおかつ、着手金のみですんで、また勝った場合は別途請求される。着手金でがっばり弁護士はお金を取る時は、負けようが勝とうが関係なくて、それでもうかるんですよ、はっきり言えば。なので忠岡町はそこら辺の、弁護士に支払う料金の部分、特に公務員というのは公務能力に長けているという部分がありますんで、自分たちでもできるわけですから、本当にこんな弁護士費用を支払う必要があるのかというところは今後検討していただきたい。

かつ、今までもずっと法規的な部分、先日も議会の議決を経ないといけないところを議会、すっ飛ばして法的根拠、確認してなかったんでしょうけども、勝手に役場の中で規定を定めて、条例で制定してないじゃないかというところは指摘させていただきましたけれども、一事が万事、きちんと法的根拠を固めてやっていただかないと、それこそ住民に監査請求、住民訴訟だけじゃなくて、その行政の手続の中で不備があれば国賠請求もされます。また、皆さんの日頃の対応ですね、住民対応、議員対応も含めて発言、対応が悪いと、これまた国賠請求もされるわけで、法令順守、遵法精神というものをもうちょっと根本的に改善していただかないと問題があるというところは指摘をさせていただいて、この

質問を終わります。

次、庶務事務システムの導入のことですけれども、これも先日から議会の複数の議員の方からいろんな質問が出て指摘もされています。その中で、先ほどもほかの議員の方も質問されてますけれども、先ほど杉原町長のご挨拶の中で、「一般財源の充当も柔軟に検討していく」ということをおっしゃっておられたんですけれども、ちょっといまいち、やっぱりこちらの住民側からすると、このコロナ予算を、1,000万円をこの人事のシステムのほうにを使って、その後どういう対応をしてくれるんだというところが見えてこないというところで、忠岡町のほうではこのコロナ禍で住民、事業者等への、まず優先すべき対応について、今後財源的な部分、あと支援策というところも含めて今どのようにお考えなのかというところをお聞かせください。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

今月2日から緊急事態宣言が発令されました。当然、感染拡大がとまる、今でも収まる心配がございません。当然、今後感染対策に必要な施策、また住民さんの生活支援が必要が生じた場合、交付金に限らず一般財源を投入して住民の安心・安全を守る施策を打っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（和田 善臣議員）

勝元議員。

11番（勝元由佳子議員）

柔軟に一般財源の充当を今後もしていくというところでは、何が何でもこのコロナ、今回の予算を人事のシステムのほうにを使って今後対策をしないということではないのだろうとは思いますが、ちょっとやっぱり順序的に、優先順位というか、先ほども質問されましたけども、いかがなものかなというところがあります。ですので、今後、我々のほうでも町の動きというのは注視していきますけれども、このシステムについてはやはりもうちょっと議会のほうからも複数の意見が出てたので、そこは酌んでいただきたかったなということはお伝えして、これで終わります。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

6番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6 番（是枝 綾子議員）

今回のこの補正予算案で一番の争点というんでしょうか、焦点になっているという、この庶務事務システム導入業務委託料について、お尋ねをいたします。

先ほどからもこのことで質疑が行われております。本来、これは忠岡町もこのシステムの導入は直接住民向けのものではないということはお認めになっていらっしゃるということですが、国のメニューで支出できるということになっているということを出してこられているわけでありませう。

このシステム導入委託料の分は、本来は一般財源で、当初予算や補正予算でコロナ対策のお金を使ってすべきというものではないというふうに考えております。だから争点になっているということでありませう。

これは一括でこのコロナウイルス、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業という目で一括で出ているということですので、これについては支出をそこからされたとしても、今、緊急事態宣言が発令されておりますし、今後感染も広がっていくということで、やはりそういった対応をこのコロナの臨時交付金だけではやっぱり十分ではないというふうなことで、一般財源も今後使っていくということで、そういうご答弁が先ほど公室長さんからもありました。

であれば、これに相当するぐらいの一般財源からコロナ対策をやっていくというふうな、そういった決意といたしましませうか、一般財源でコロナ感染症対策について、今年度実施していくような、そういった方向性の決意などが述べられるということがなければ、なかなかこれについては議論が進まないと思っておりますが、その点については今年度の会計の中で、新型コロナウイルス対策について一般財源で、それ相当のものについての支出についてはどのようにお考えになっているんでしょうか。とりあえず公室長さんからお答えいただきたいと思っております。

町長公室（立花 武彦公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

立花公室長。

町長公室（立花 武彦公室長）

行政情報システムにつきましては、これも導入を検討してまいりました。限られた財源の中で、まず住民サービスを優先した予算編成とするという町の方針から、導入できなかったという経緯がございます。委員会を通じましてこの出退勤システムについては、議員皆様のご理解を得たのかなというふうには考えております。

現在も感染が拡大を続けておりますので、今さらなる感染対策や生活支援の必要性も考えられますので、事業を行う場合は交付金に限らず一般財源の充当を臨機応変に検討しながら、財源については調整してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお

願いたします。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

6番（是枝 綾子議員）

このコロナの対策の交付金については、国家予算では令和2年度のもので、3年度の3月31日までに支出しないといけないという、そういう制約もありますので、この今年度中に調整していただくということによろしいでしょうか。これはちょっと副町長さんのほうにお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

井上副町長。

副町長（井上 智宏副町長）

財源の今後の管理でございます。ご指摘のように交付金については今年度中に支出ということが必要になっておりますので、まず頂いた交付金についてはどういうんですか、充当しそびれるというか、欠けることなく充当し切って事業を実施したいと思います。

先ほどから公室長のほうからも答弁させていただいてますように、今後のコロナ対策、どれだけのものが必要になってくるか。我々も想像がつかない部分というのもあります。ただ、だからといって、施策を打つのに手をこまねいていていいというようなものでもございません。そういった中で一般財源の出動、それから財政調整基金をどう活用するんかというような問題もあります。それからいろいろご指摘いただいています人事システムに充当した、例えば財源の管理をどうしていくんやというのもあります。それはやっぱりトータルの中で、コロナの交付金、優先するんか優先せえへんかというようなところもあるんかも分かりませんが、一般財源で行う施策も含めて、全体でやはりコロナ対策をどうしていったんやというのが重要なかと考えておりますので、今後そういった財源の調整であるとかそういったものが必要になりましたら、今頂いているご意見も十分踏まえさせていただいて、町民の安心・安全に欠けることのないような対策を講じてまいると、そのように考えております。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員、これで3回目です。

6番（是枝 綾子議員）

これから、ワクチンが接種したとはいえ、デルタ株の影響というのは、従来のものよりもかなり感染力が強いということで、まだまだ対策が必要になっていく。そして経済状態も大変になっていくということで、支援策も今後、町独自でも必要になってくるかと思えますので、町民の暮らしと営業を支える、そういう町政ということで、財政のほうからの出動も必要に応じて適宜、遅れることのないように支出していただいて実施していただきたいということは求めておきます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに、決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。

議長（和田 善臣議員）

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番（松井 匡仁議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

7番（松井 匡仁議員）

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費補正予算案につきまして、反対の立場より意見を申し上げます。

今回の第2回臨時会に上程されました補正予算案において、庁舎内の庶務事務システム導入、業務委託料1,008万7,000円につきましては、現在4度目の緊急事態宣言が発令され、コロナ収束の兆しが見えない中で、当交付金は様々なご負担をおかけし、不安の中暮らす町民の皆様への負担軽減、生活支援、感染対策などへ優先的に使われるべき臨時交付金であると考えております。

本システムの導入については、一定の必要性は認めるものの、コロナ対応の臨時交付金を活用するのではなく、次年度の当初予算での上程が望ましいと考えております。

一昨日の全員協議会におきまして、杉原町長より「本システムを導入することで無駄な残業を減らす」との説明がありましたが、幾ら削減できるのかの質問に対し、理事者側からは「残業代が幾ら削減できるかは分からない」との説明でありました。

本システムを導入することで残業代削減など財政効果を示すことができない状況であるならば、現時点でコロナ対応臨時交付金を使い、導入を行うことについては優先順位が低いと判断し、反対せざるを得ません。

また、同システム導入に関する予算案につきましては、再考を促す要望書が複数会派から提出されたとも伺っております。要望書を提出した会派に所属する議員の意図するところは同じであると考えております。

以上の考えにより、本議案に対して反対いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番（前川 和也議員）

はい。

議長（和田 善臣議員）

前川議員。

9 番（前川 和也議員）

私からは賛成の立場から討論をさせていただきたいと思います。

まさに今ですね、緊急事態宣言下ということで、本当に急速に感染も拡大する中、一刻も早くこのコロナに闘う、コロナに対応するための補正予算は可決していただきたいというふうに思いますし、そして、今回のこの議題に上がっているのはこの1点ですよ。この勤怠管理システムなんですけども、コロナというのは本当に年内で恐らく収束もしないでしょうし、長期戦になるということが想定される中、それに立ち向かう、対処していただける職員さんの勤務環境、勤務システムを構築するということは、まさしく私はこれに充てるにふさわしい、資するべきものであると思いますし、そして町長からも公室長からもコロナの交付金に限らず、一般財源でもこの先の長期戦、コロナに対応するべき予算ですね、充当していくとのお話もございましたので、そういうことをしていただけるのであれば、私は今回の活用事業、この議題ですね、賛成ということで臨みたいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に反対者の発言を求めます。

勝元議員。

11 番（勝元由佳子議員）

私は反対の立場から、討論といたしますか発言させていただきます。

もう先ほどから、先日からの協議会でもそうですけども、この庶務事務システムの導入費用という部分については、やはり住民のために使うべきというところは変わっておりません。今日の質疑の中でもそうですし、これまでの質疑の中でも、人事部局のほうから「このシステムを導入することで、残業代とかそういった無駄な時間外勤務等々の職員の

管理がしやすくなる。効率化が図れる」ということはおっしゃられているんですけども、具体的なところになりますと、やっぱり効果が見えないと、数字的にもデータもないということです。ですので、このシステムを導入したからといって、果たして本当に理事者側の説明といたしますか、目的としているような、そういう効率化が図れるかというところについても甚だ疑問が残るということがまず1点。

加えて、これ当初、フレックスタイム制の導入ということで、我々レクを受けています。説明を受けています。それについても、恐らくこの予算が可決されたらそちらのほうに進んでいくんであろうなということも懸念されます。事前レクの場合ですけれども、フレックスタイム制の導入については今後、条例改正等の必要な作業もやっていくと、進めていくということも回答を得ていますので、恐らくこれ進めていくんであろうと。

ただ、忠岡町のような規模の小さい自治体で、果たしてフレックスタイム制なんていうものを導入して機能するのかと、いいのかというところは思っております。しかし、このフレックスタイム制の導入は杉原町長の選挙時の公約でもありますし、進めていかれるんであろうというところは非常に懸念しています。ですので、このシステム導入についてはちょっとやっぱり違うんじゃないかという立場。

加えて、もう一つ、このコロナ予算以外の部分の訴訟費用、これについてもほとんど作業していただけてないのに弁護士費用をがっぽり払うというところですね。言葉は悪いですけども、忠岡町がぼったくられてるんじゃないかというところは非常に感じます。顧問契約をされているのであれば、かつほとんどの作業を職員さんがされているのであれば、訴訟対応といたしますかね、もう今現実やってるんであれば、職員さんで対応されて、必要なのはアドバイス、顧問弁護士のほうに聞くと、対応していただくという対応で十分ではないかと思えます。

ですので、この弁護士費用も無駄というところで、この大きく2点ですね、訴訟費用プラス庶務事務システムの導入というところで反対をさせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

賛成者の討論を求めます。

5番（二家本英生議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

二家本議員。

5番（二家本英生議員）

今回の補正予算に対して、賛成の立場で討論したいと思えます。

まずは、今回焦点になっているのが労務管理システムの件で、質疑もたくさんされました。その中で、今回、事前レクの中ではフレックスという話もありましたが、結局は今回はフレックスは採用しないということを聞いております。また、フレックスにするた

めには組合との話も必要ではないかということで、こちらはまだできていないということで、それでフレックスについては当面先に見送るというのを聞いています。

そしてまた、質疑の中で、副町長からの答弁にもありましたとおり、今回はこのシステム、労務管理を守るためには必要ではあるところですし、本来であれば、是枝議員のほうからもありましたとおり、当初予算や補正予算のほうで一般財源のほうで組むべきものだと思います。しかし、副町長からの答弁にありましたとおり、これからの、今緊急事態宣言も入っています。その分に関して十分な、一般財源を用いてのコロナ対策を今年度中にしていくということもおっしゃられていました。そうであれば、そのことに期待しつつ、私たち日本共産党は賛成の立場で行いたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

次に、反対の討論、ございますか。

他に、討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

他に討論はないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第36号 令和3年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）について、起立により採決いたします。賛成者の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

賛成多数です。

よって、本案は可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について、議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

以上で、本臨時会に付議された事件は、滞りなく全て議了されました。

閉会に当たり、町長より挨拶の申し出がありますので、発言を許します。

町長（杉原 健士町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（杉原 健士町長）

議長のお許しをいただきまして、閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日開会されました本臨時会におきまして、ご提案いたしました議案について慎重にご審議いただき、ご賛同、ご可決を賜り、誠にありがとうございます。

本日ご可決いただきました臨時交付金活用事業につきましては、速やかに事業に着手し、業者の方々への支援または住民の皆様への生活支援をと、早期に実施してまいります。

また、少数の厳しい意見のほうにも耳を傾けて、最大に考慮してまいりたいと思っております。

一日も早く安心・安全で平穏な生活が取り戻せるよう、より一層、住民皆様に感染対策への協力を呼びかけてまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、現在、令和5年4月の開園を目指し、東忠岡地区認定こども園の整備工事を進めておりますが、東忠岡幼稚園につきましては解体撤去のため、2学期から仮園舎での保育となります。工事期間中は事故がないよう細心の注意を払い、引き続き安心・安全な保育、教育を実施してまいります。また、こども園整備工事の進捗状況につきましては、ホームページ等を通じまして随時情報提供させていただきますので、よろしく願いいたします。

結びに当たり、議員皆様方にはますますご健勝にてご活躍されますよう心から祈念申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（和田 善臣議員）

これをもって、令和3年忠岡町議会第2回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（「午前10時55分」閉会）

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年8月4日

忠岡町議会議長 和田 善 臣

忠岡町議会議員 小島 みゆき

忠岡町議会議員 二家本 英 生